

## 生産性向上設備導入支援事業費補助金

市内中小企業者の持続的な成長を図り、経営力の強化や従業員の賃上げ等を後押しするため、生産性向上に資する機械設備の導入及び既存機械設備の改修等にに取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 【申請前に必要な手続きについて】

この補助金を申請するには、以下の 2 つの事前手続きが必要です。

## ① Web による事前登録

期間: 令和8年4月1日(水)～令和8年7月 31日(金)

事前登録用フォームは  
こちらの QR コードから



## ② 商工会による事前審査(※電話での予約が必要)

期間: 令和8年4月1日(水)～令和8年9月 18日(金)

持参書類・様式第3号(企業概要書及び事業計画書)

- ・法人の場合(法人概況届、賃貸借表及び損益決算書)、個人の場合(確定申告書又は所得税青色申告決算書)
- ・導入予定又は改修を予定している機械設備等の内容が確認できる書類(カタログ・見積書)

伊豆の国市商工会	本所	伊豆の国市四日町 290	TEL 055-949-3090
	伊豆長岡支所	伊豆の国市古奈 255	TEL 055-948-5333
	大仁支所	伊豆の国市大仁 454	TEL 0558-76-3060

## 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)

※予算が無くなり次第受付終了

## 補助額について

補助率

補助対象経費の

1/2 以内

最大 300 万円

※対象経費が 60 万円未満の場合は補助対象外(消費税及び地方消費税の額を差引いた金額)  
※1,000 円未満の端数切り捨てた金額

(注意)補助金の交付決定前に事前着手(契約、発注、購入等)したものは、対象外となりますのでご注意ください。

## 主な補助要件

## 補助対象者(主な要件)

- ・中小企業者(小規模事業者を含む)であること
- ・市税の滞納がないこと
- ・令和7年4月1日時点で市内に事業所があり、継続して事業を続けていること
- ・導入予定の機械等で、国・県・他の自治体の補助金等を受給する予定がないこと

## 対象機械設備

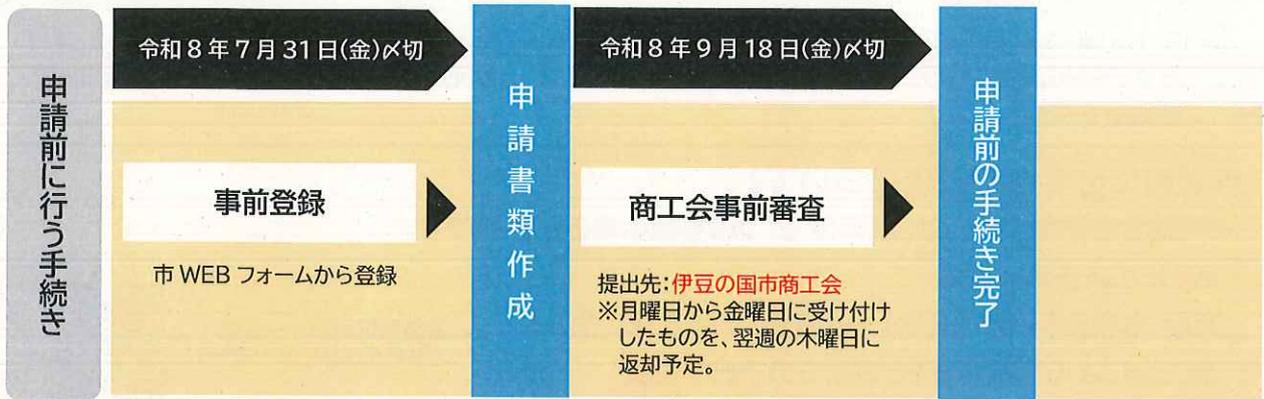
- ・生産性向上に資する機械設備の導入、または既存機械設備の改修等に係る経費

## &lt;以下の場合には補助対象外&gt;

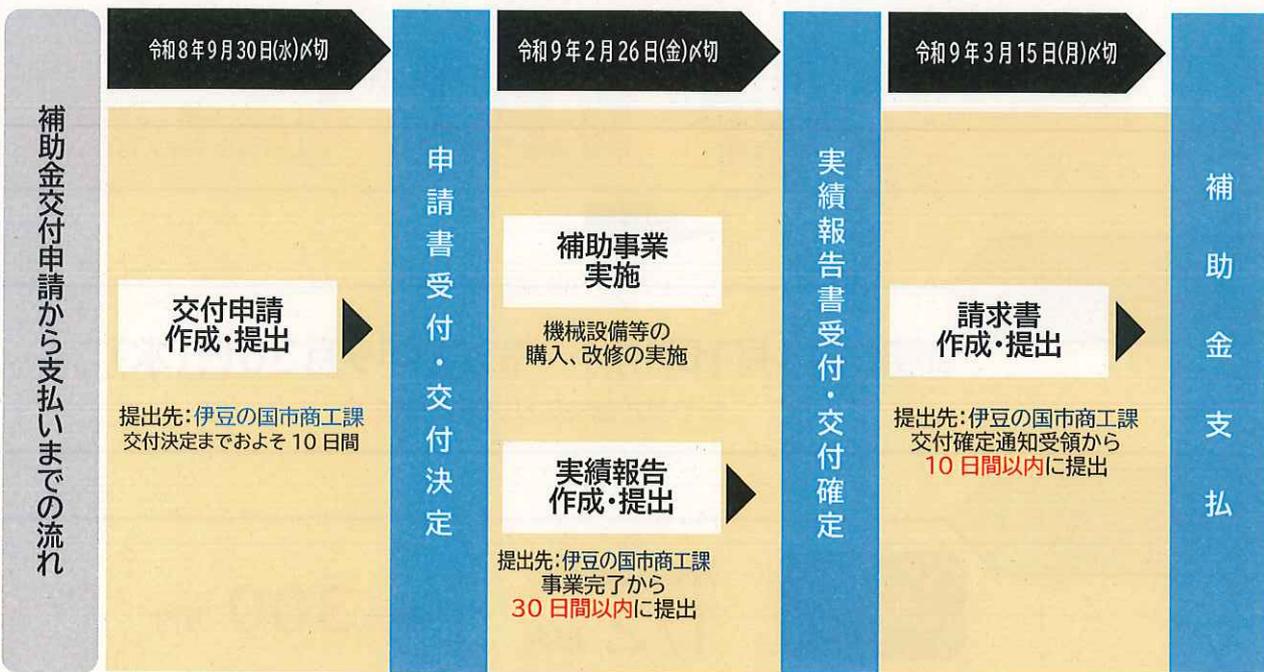
- ・補助対象経費が 60 万円未満
- ・中古の製品
- ・リース契約によるもの
- ・汎用性があるもの(パソコン・乗用車等)

裏面もご確認ください

補助金交付までの流れ



完了



詳しくは、市HP掲載の要綱をご確認ください。

伊豆の国市 生産性向上 補助金

検索

[https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/nousin/shoukou/r8\\_seisanseihojoki](https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/nousin/shoukou/r8_seisanseihojoki)

こちらのQRからHPにアクセスできます。



申請・問合せ先

伊豆の国市産業部商工課  
(受付時間: 平日8:30~17:15)

住所: 伊豆の国市長岡346-1  
TEL: 055-948-1415  
FAX: 055-948-2926  
Mail: syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp